

逗子市池子接收地返還促進市民協議会
平成 23 年度要請活動記録

- 日 時 平成 24 年 2 月 14 日 (火)
午前 11 時 00 分～午前 11 時 40 分
- 場 所 南関東防衛局 横浜第 2 合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室
- 出席者
- 逗子市 岡本会長、荒井委員、二瓶委員、森田委員、小野委員、佐藤委員、小原委員、
田中委員、菊池委員、田村委員、中村委員 計 11 名
事務局 3 名 (山田経営企画部参事、佐藤基地対策課副主幹、高橋)
- 国 側 古屋企画部長、清水管理部長、関企画部次長、早坂調達部次長、
竹内管理部次長、伊藤地方調整課長、古川施設管理課長、計 7 名

■概要

出席者の紹介

要請及び挨拶

会長挨拶の後、要請書を読み上げ、古屋企画部長へ手交した。

池子接收地 (池子住宅地区及び海軍補助施設) に関する要請書

余寒の候、貴職におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素より、本協議会につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、本市では、昭和 29 年以来、池子接收地の全面返還を達成するため、市・市議会・市民の三者が一体となって返還運動を展開してまいりました。本協議会も、池子接收地の全面返還を達成し、市民運動公園及び自然公園等の実現を図るべく、市民の総力を結集して活動してまいりました。米軍家族住宅への入居開始から 15 年が経過し、現在、約 3,000 人の米軍家族が居住し、市民との交流も見られておりますが、このような中にありましても、市民は一貫して、池子の森を掛け替えのない、首都圏の貴重な自然の宝庫として返還を要望しております。

昭和 47 年には第一運動公園が、昭和 52 年には久木中・小学校共同運動場が返還され、現在では、市民の健康を促進するスポーツ施設として必要不可欠なものとなっております。しかし、逗葉地域医療センター等の複合施設進入路部分については、平成 14 年 5 月には国に対して返還申請書を提出し早期返還を求めましたが、未だ返還されておられません。また、33 項目の条件の一つとなっている 400m トラックをはじめとする西側運動施設につきましても、これまで返還はもとより市民の自由使用さえ実現されておられません。

このような状況の下、市は昨年 10 月 12 日、西側運動施設を含む一部土地約 40 ヘクタールの一時使用申請書を南関東防衛局へ提出し、11 月 29 日には、財務省関東財務局が、公園としての利用方針を決定しています。また、11 月 7 日の日米合同委員会において、「当該地の返還については引き続き協議を続けることとし、できるだけ早期に返還が実現するよう努力する。返還に向けた手続きについては、日米間で調整の上、適切な時期に開始される。返還に向けた手続きが完了するまでの間は共同使用する」との基本合意がされ、返還及び共同使用の実現に向けて、大きな前進が見られているところで

す。
永年、返還を要望してきた西側運動施設の自由な使用は、市民の大きな願いであり、

約 40 ヘクタールの土地の共同使用が早期に具体化されますよう重ねてお願いいたします。

さらに、本協議会では、返還をより現実的なものとするべく旧軍港市転換法の本市適用に向けた活動も進めており、同法を改正すべく県内選出の国会議員に対し本協議会顧問就任の招聘活動を行っております。旧軍転法の改正が行われ、返還の暁には本市が同法の適用を受けられますよう、ご配慮を賜りたく併せて要請いたします。

なお、米軍施設が所在することによる負担の軽減のため、次の点につきましても、併せて解決いただくようお願いいたします。

市内の幹線道路は慢性的な渋滞となっておりますが、池子住宅地の関係車両がその一因になっている状況も見られます。今後、横浜市域への住宅建設が行われることになれば、建設工事の関係車両、また完成後には居住者等の車両により、市内の通行がさらに増すことが予想され、これまで以上に交通渋滞が悪化し、市民生活への影響が増大することになります。住宅建設に伴う通行車両につきましては、極力、返子市内を通行することなく、市民生活に負担が生じることのないよう、特段のご配慮をお願いいたします。

また、当該地内には、既に広域避難場所に指定された区域も含まれております。共同使用に向けた三者協議会においても、「災害対応についての相互支援」が協議されると聞いておりますが、共同使用地を災害時の仮設住宅等の用地として使用することが可能となれば、市民の安全を守る上でも有効な利用となります。

本協議会といたしましては、池子接收地の返還運動により、市民が永年抱き続けてきた悲願である「平和都市」の実現がかなえられるものと思っております。こうした実情をご賢察賜り、池子接收地の早期返還及び共同使用の実現につきましても、特段のご配慮を賜りたく要請いたします。

平成 24 年 2 月 14 日

南関東防衛局長
山本 達夫 様

返子市池子接收地返還促進市民協議会

会 長 岡 本 勇

南関東防衛局側からの回答

○古屋企画部長：私のほうから総括的な回答をさせていただきたいと思っております。防衛行政につきましては、常日頃から皆様方のご理解とご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

池子住宅地区の返子市域の一部土地約 40 ヘクタールにつきましては、皆様、既にご承知のとおり、平成 22 年 9 月の日米合同委員会において、当該土地の返還協議を継続すること、及び返還までの間の米側要件が満たされた場合の共同使用について合意されました。

その後、当該土地の返還についての協議及び返還までの間の共同使用についての協議を日米間で鋭意実施してきたところ、昨年 11 月の日米合同委員会において、返還手続に係る一定の方向性、共同使用に係る要件等について合意されました。

また、当該土地の共同使用について、昨年 10 月に返子市より申請書の提出を受け、昨年 11 月に財務省関東財務局の国有財産関東地方審議会において、返子市に対し都市公園敷地として使用することについて適当と認める答申がなされたところです。

当省としましては、返還につきましては、引き続き、日米間の協議を進め、できるだけ早期

に返還が実現するよう努力してまいりたいと考えており、返還までの間の共同使用につきましては、今後、逗子市、米側、南関東防衛局からなる三者協議会において具体的な土地の利用方法を協議するとともに、早期の共同使用の実現に向け要件の整備を行っていききたいと考えております。

なお、地域医療センターへの進入路につきましては、平成13年4月、共同使用の手続を完了し、現在、逗子市民の皆様の特段の支障なく利用されているところでありますが、当該進入路の返還につきましては、引き続き、日米間で協議を進めてまいります。

また、当省としましては、池子住宅地区の土地の返還について、地元負担の軽減措置が重要であると考えておりますが、旧軍港市転換法、いわゆる軍転法につきましては、これまで政府の見解として、「逗子市について軍転法の適用はないものとする」、「戦後50有余年を経過した今日において、軍転法を改正して、新たに逗子市に適用する意義に乏しいものとする」旨答弁されていますことをご理解願います。

横浜地域における米軍家族住宅等の建設に伴う交通問題については、当該住宅建設に係る工事計画の作成に当たり、①造成工事に伴う切盛土砂について場内で搬出入土量のバランスをとることにより、工事用車両の出入りを少なくする。②一般車両や歩行者が輻輳する場所には交通整理員を配置する。③特に児童の通学時間帯における工事用車両の運行にはできる限り配慮するなど、十分な安全対策を講ずることにより、周辺地域の交通等に極力影響を及ぼさないよう、適切に対応してまいりたいと考えており、具体的な工事用車両の通行方法については、周辺地域の交通に極力影響を及ぼさないよう今後の環境影響評価手続において検討していくこととしています。

なお、住宅完成後については、周辺地域への交通に影響を極力及ぼさないよう、早朝の出勤、バス通勤や相乗り通勤の励行を促すなど米側と調整し、市内の交通事情に最大限配慮してまいりたいと考えております。

本日のご要請の趣旨は、本省にも伝えてまいります、今後とも皆様方のご意見等を拝聴しながら、防衛行政を適切に遂行してまいりたいと考えておりますので、皆様方のご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

○事務局： ただいまご回答いただいたところですが、せっかくこうしてお時間をいただいておりますので、市民協議会から何かご質問がございましたら挙手していただきます。どなたかご質問される方はいらっしゃいますでしょうか。

○菊池委員： せっかく発言の機会をいただいたので一言述べさせていただきます。共同使用での合意ということで、非常に返還に向けての大きな進展があったことは推進委員の一員として、もう十何年来関わっていますが、大変嬉しく思っているところです。ただいまごまとした要望に対するコメントをいただきました。私は交通に関わる商売をしていますので交通問題について一言申し述べさせていただきます。

今回共同使用になる地域は、逗子市内では都市計画道路が予定されておりまして、都市計画道路が、将来的にもし通行が可能であれば、市内の東西を横切るバイパスとして機能することが想定されます。それは、返還後先行きの話になりますが、今回、共同使用が成り立つ際に、逗子市の久木側からの出入りに関して、おそらく出入り口が設けられると思うが、歩行者並びに若干の車両の出入り、すべての車両かどうか分かりませんが、出入りがあるかと思えます。大きなバイパスは将来の問題ですが、共同使用に伴う久木側の出入り口の設置と若干の道路の

整備等々が必要になってくると思いますが、そういうことが可能でありますと、公園の土地の利用に関して、久木側の住人もしくは市の西部の住人が、まだまだ池子の従来からのゲートを回らなくても出入りができる、或いは公園の利用ができる、さらには一部の人間かもしれませんが、米軍施設内住宅のすぐ脇を通過することによって西部から東部へのアクセスがちょっと良くなる。例えば、京急神武寺駅の利用のエリアが広がるとか、ひとつの可能性が 있습니다。

本来、逗子市で行う仕事も多いかと思いますが、国からもその辺に関しても近い将来、ぜひ特段のご配慮をいただけたらと思います。以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○古屋企画部長： 共同使用をどういう形で進めるか、その後の返還、今後の話ですが、具体的に今おっしゃった点についてどうこうという段階ではないと思っておりますが、十分地元のご意見等には耳を傾けて私どももやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

○事務局： 他にどなたか。はい。

○二瓶委員： 私は沼間地区でソフトボールのチームに入っております。ソフトボールをする場所が逗子市内に少なく、沼間中学校でもっばらやっています。米軍の中にもそういうグラウンドがあって石ころ拾ってやったこともあります。なかなか自由に使えない。ですので、今後共同使用を出来るだけ早めにやっていただくとありがたい。

私のそばに将校の人達が住んでいるが、ごみの問題をどうするのか、ということもある。ある程度教育された人たちが住んでいるらしいが、3千人というのはあそこの中だけでなく市内にも住んでいる人がいる。そういう人たちとも一緒にプレーをしたいし、是非共同使用について早くやっていただくことを願っています。

○古屋企画部長： 共同使用に対して協力して、私どもとしても、最大限努力していきたいと思っております。

○事務局： よろしいでしょうか。

○田中委員： 私の住んでいるところは逗子警察の近くで、池子住宅から横須賀のベースに通勤するメインの通りになっているが、慢性的に渋滞している。横須賀に向かうのは左折だからいいが、夕方帰ってくる時は右折になりますので、時間帯によってはすごい渋滞で慢性化している。先程のお答えの中で、バス通勤を増やすとか、相乗りで行く、とあったが、具体的には結構進んでいるのでしょうか。

○古屋企画部長： 一般的に私どもが米側とお話しさせていただいているときに、これまでもそういうことに気を付けてくださいねとお願いしてきている。今回の住宅整備に伴って、どういふふうにやっていくか、よりきっちりと進めていきたいと思っております。それは今後、環境影響評価の中で交通量を調べて答えを出していきたいと思っております。その上で伝えるべきことは伝えていきたいと思っております。

○小原委員： 地区労の小原です。ちょっと分からないので質問します。横浜側の新たな工事が始まり、今後、横浜市との協議が進んでからになると思うが、さきほどご回答にもありました環境影響評価のアセスメントの手続きは、逗子の住宅を建てたときには県の条例が適用された

わけですが、おそらく面積の問題等でいけば、横浜市のアセスメント条例を適用することになるだろうと思うが、そのほかには、国の環境省の關係の法的な問題は一切關係ないと理解してよろしいでしょうか。

○早坂調達部次長： 今回の場合は、開発区域が 20 ヘクタール以下になりまして、横浜市の条例が適用されるということです。

○小原委員： それで間違いはないということですね。

○早坂調達部次長： はい。

○事務局： 他にございますか。

○荒井委員： 返子地区代表の荒井でございます。さきほど最初に質問がありました基地の出入り口ですね。今度横浜側で住宅建設が始まるわけで、今出入り口は返子の池子にしかないが、これは配置の問題等があるとは思いますが、出来れば向こう側にも作っておけば、混雑の問題も含めてかなり楽になると思う。それは、工事だけでなく、今後住宅ができて、人が住むようになればなおさら、向こうもこっちもあるとよい。2か所に開閉されることが基地として良いかどうかは分かりませんが、僕たちとしては、そうしていただくと混雑の面で非常に楽になると思う。

○古屋企画部長： いずれにしても、今後環境影響評価の中で交通量等を調べましてきちんとやっていきたいと思いますが、今の仰せの点も念頭においてやらせていただきたいと思えます。

○事務局： 他にございませんか。

○佐藤委員： さきほど、400メートルトラックや西側運動施設について要求させていただいた中身ですが、私の団体のサッカー、リトルリーグの大会でお世話になっている中の一人です。リトルリーグの大会では芝を刈る關係で問題があるということで非常に困っています。アメリカのルールで大会が実施されているわけですが、その芝の高さがアメリカに従ってやっているにもかかわらず、米側の施設の方々が円滑にやらなかったものですから、チームの父兄からお叱りを受けまして、今後注意してくださいと言われたんです。地区の家族住宅の施設を管理しているところがそういうところを守ってくれないことがあったことについてお話をしたら、そういうものは横須賀に言ってもらわないと困る、とか二次的な手続きをしないと理解してもらえない。家族住宅の公共施設の役人みたいな方がいらっしゃいますが、その辺の方とお話をしても3年くらいは同じ施設管理の役人がいてくれますが、3年後にまた来た人に同じことを何回も言わないとならんというのが生じておりますので、本当に困っています。その辺のところを円滑にできる法みたいなものを、なりあいていただけないでしょうか。

それから、もう一つ。もう26年になると、このスポーツ施設、40ヘクタールのものを何とか共同で運営をできるということが流れていますが、そのデビューが1年も早くできるのかできないのかその辺のところのお話をお伺いして帰りたいと思います。よろしくお願ひします。

○古屋部長： 今、西側の運動施設の返子市民の使用についていろんな不自由なことがあるという話をお伺いしましたが、そういうことが今後なくなるよう一日も早く共同使用を実現して、また共同使用になった後の施設の管理の仕方について、三者協議会を返子と南関東防衛局と米軍で開いていて、そこで共同使用までに調整しようとしています。なるべく早くまとめて一日も早く共同使用できるようにしたいと思っておりますので、それまでよろしくお願いします。

○事務局： ご質問への回答、ありがとうございます。それでは時間となりましたので、要請をこれにて終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

以上。